

樂翁公法
送事一廻
ふんぎりの舟

明治三十年

源空教書



序

社會ノ文明ト云ヒ邦國ノ尊榮獨立ト云フモ之ヲ
要スルニ其大本ハ唯其人人ノ心ニ在ルノミ。恭
シク惟ミルニ吾樂翁公ノ盛德百世ニ光輝スベキ
コト固トヨリ多言ヲ俟タズ。而カモ其盛德大業
ノ源ハ他無シ亦實ニ其幼ヨリ老ニ至ル終始一貫
治心ノ效ノミ。秋山道兄篤學力行多年一貫即チ
善ク治心ノ實效ヲ收ムル者。頃日樂翁公行狀中
ニ就キ殊トニ少年青年ノ教訓ニ適スベキ者若干

條ヲ抄録シテ一小冊ト爲シ題シテ綠竹ト曰フ。
蓋シ之ヲ周詩ノ旨ニ取ル。序文ヲ正武ニ徵セラル。
是レ豈ニ正武ノ敢テ當ル所ナランヤ。然レ凡、道兄
多年篤行實踐治心ノ餘今特ニ此編述アル所以。
其レ豈ニ深ク之ヲ念ハザルベケンヤ。故ニ頑鈍
僭越ノ罪ヲ顧ミズ茲ニ謹シミテ平生所感ヲ記シ
以テ此編ヲ讀ム所ノ諸君ニ質ス。

明治二十六年二月十三日

勉生 小山正武謹識

緒言

昔この君ましくて臣も民もみな深きめぐ
みの露に潤ひ侍る綠の竹のいさうるはしき
と共にあやある君の徳はいつまでもわする
べきにはあらねどもその世に近き人々も今
は残り少なくなりもて行きて朝夕の庭の訓
のはしくにも語り傳へ仰きまつる事のや
うすくなりもやせむと思ふものからいこ
かしこきわざには侍れど御遺事の中より兒

童の耳に入りやすからむ事を聊かかき出
教のたすけにもこかくはものし侍るそのつ
ばらなる事は御遺事の巻をよみて知りぬべ
し

明治二十六年一月

編者謹みて記す

みどりの竹

桑名 秋山 斷編

從四位下左近衛權少將兼越中守定信公と申し
奉るは我舊藩第九世の君守國公の御事なり實
は田安宗武卿の御七男にて寛光公の世嗣と
なり玉ひしなり公若きより文武の道に秀て國
を治るの事に心を用ひ玉ふ三十歳にして老中
となりやがて輔佐の職に當り亂れむとする天
下を治め中興の賢相と世に仰かれ玉ひ大政を
掌り玉ふこと七年にして職を辭し退きて専ら

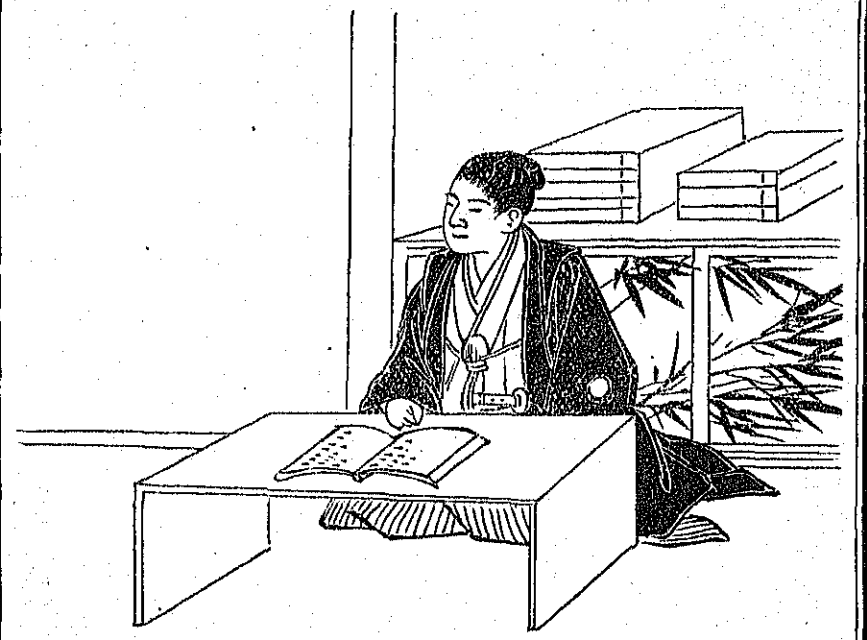
藩政を修め玉ふ平生の言行政教舉るに違あらず一藩の臣民は言ふもさらなり天下皆其徳を被り今に至りても樂翁公の名天下に高く世の人争ふて其遺墨を求め之を寶とせり

稟性薄弱に在し六歳の比已に危く見へさせ玉ひたること有りし程なりしが机の引出しに死際の事と云一ひらの書付ありしを御附の女房之を見て其故を伺ひしに此世に生れ出でて空しく死なんは口惜けれごかくまで虚弱にてはなからふること難しせめて死際には世に異なる振舞をだにして人の口のはに残さんと思へば朝夕忘れぬ爲に書き置くなりご宣へしごぞされご養生に心を用ひ玉ひ功成り名遂げて七十に餘る壽を保ち玉へり

未だ十歳にもみたせ玉はざりし比讀書をよく
 覺へ玉ひば記臆勝れ才智凡ならず人々譽め
 奉りしに或日いかにしてか幾返りも覺へ玉は
 ざりしかばいかにも不才不記臆なり平生人々
 の譽めしは全く諛なりさていと御不興なりき
 此比より自ら省み玉ふこと此の如し十三の時
 孝悌の道より童形の心得となるべきこと共を
 自ら筆記し自教鑑と名付け玉ふ
 田安邸にて御兄弟多く在せしかば御幼少の比
 は男子の御附も定まらず御住居も廣からねば

諸役所などへ行きて遊び玉ひ役人の評議など
 に心を留めて聞き玉ふ有様いかにも不凡の俊
 童に在すこと其比の役人語り合しこと晩年に近
 臣此事を伺ひければ實に政を執りて助けとな
 りしこと少なからずと宣ひぬ
 十三四の比より人に問玉ふこと多くは人君國
 を治るの道なりき十七の年或日後漢書陳蕃の
 傳を讀み玉ふに大丈夫處世當掃除天下と云に
 至りばたこ膝を打ち大に感じ玉ふ處あり是よ
 り一際學問に深く志し此比より習字をも廢し

専ら學に心力を用
 玉ふ
 詩歌も御幼年より
 善くし玉ひ十一歳
 の時鈴鹿山の花盛
 りに旅人行かふか
 たに御附の人賛を
 願ひければ
 鈴鹿山旅路の
 宿は遠けれど



又同じ年雨後即事と云題にて
 虹晴清夕氣雨歇散秋陰流水琴聲響遠山黛
 色深

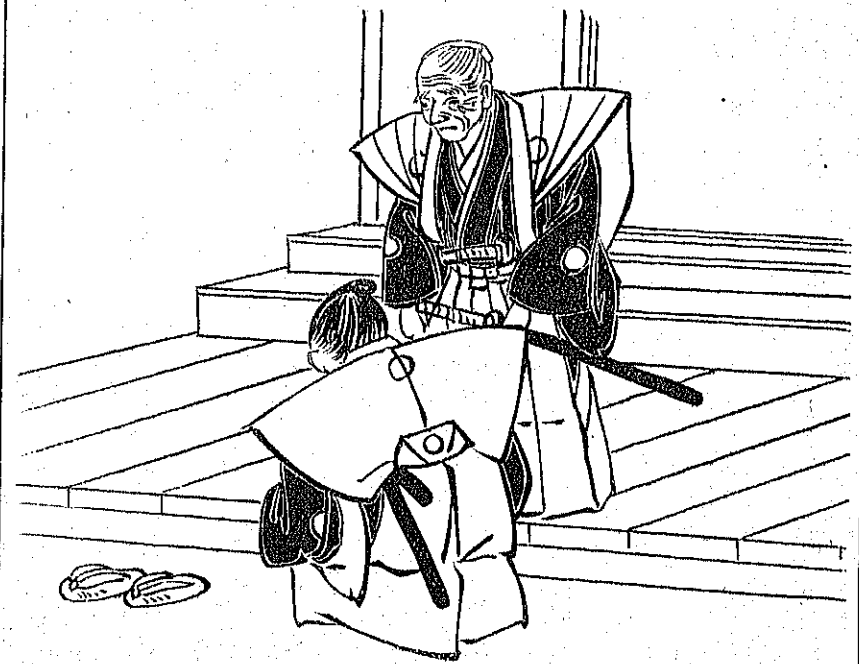
後年ふませられし歌に
 心あてに見し夕がほの花ちりて
 問こそわぶれたそがれの宿
 冷泉殿これを深くめで玉ひて夕顔の少將と呼
 せられしご歌の集を三草集と云ふ
 田安郎にて節儉を専らにし玉へば衣食を始め

ふりすてがたき花の木のもこ

質素にして聊かの事も心に任せられざりき天
 明の始め厳しき節儉を令せられ躬ら綿服粗食
 し玉ふを左右の人々如何計り心苦しく思召さ
 んよくも勉め玉ふご申せしに我田安邸に居た
 りし時何事も自由ならず事缺てのみ生長した
 ればかゝること難澁に覺へずされば功少の時
 の育てから甚だ大切なる者なりご宣へぬ
 御両親に事へて孝順にましく朝夕の御機嫌
 伺忘り玉はず毎朝先づ御用達をして御機嫌を
 伺はしめ歸り來れば次の間に出て謹みて御様

子を伺ひ玉ふ侍座し玉ふ時は聊か圭解なく御
 酒宴の折などは殊に柔順にして平生の嚴恪な
 ることは別人の如く在し玉ふ寛光公久しく中風
 を患ひ玉ふに醫藥の事に心を盡し假初にも等
 閑の事有りては不孝の大なる者と恐れ謹み玉
 ふ其後ほゞ快復ありて登城し玉ふ時はいつも
 御同道にて御城内路上の高低御玄關の昇降等
 皆御手を引き腰を抱へ其御介抱の切なること
 高貴の方の如くには見へ玉はず其前登城し玉
 ふ時御玄關の壇にて誤りて扇を落し玉ひる様

にて取上げ玉ふ時
 壇の高さをばかり
 御出勤の前同し壇
 の高さに作りて昇
 降を試み玉ふ様に
 なし玉ひ又或時御
 城内何れの處にて
 有りしや草履なく
 前後を見合せ玉ふ
 時懐より新なる草



履を出し進め玉ひしこぞ

御母清照夫人御寡居さびしければ御慰事を進
 め玉ふ時もし儼然として侍座し玉はんには夫
 人も氣遣に思召し興無らんことを思召れ手自
 ら人形つかふまねなどを爲し務めて御心を
 慰め玉ふ此時ならで終身かゝることを爲し玉
 ひしこは無ししこぞ
 静徳夫人は天性貞順に才かしこく歌をよくし
 玉ふ然るに容儀艶ならず在せしかば御婚儀の
 初夫婦の間如何有らんご御両親の氣遣ひ玉ひ

しに人の夫婦の間は色の美悪を以て親疎を爲すものに非ずとて愛遇深く在し貴人とて婦女と生れては縫織の事知らてや有るべきと教玉ひて御居間に機をたて、自ら試み玉ふ又婦女の教となるべきことを假名文字にかきて難波江と名付け参らせ玉ふ

世子の時は殊に文武の稽古を勉め玉ふ近臣南合彦左衛門義之蘭室先生の文學に長じたるが初の程は讀書の教公と勝劣無しに忽ちにして數十卷後れたり怪みて一年の御讀書を記せ

しに四百卷に餘ること數々あり是を専らとする儒家にても及び難きに日々の武藝朝夕の定省酒宴の侍座田安邸への往來其外交り廣き中に此の如くなるは不可思議なりと語りしとたり其勉励し玉ふこと思ふべし

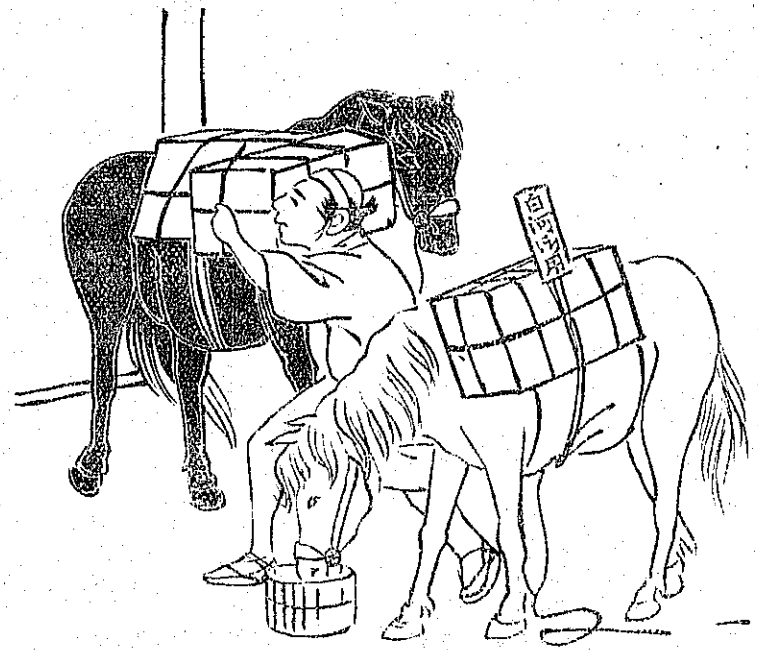
起倒流の柔術を旗下の士鈴木清兵衛邦教に學び玉ふ或稽古日に清兵衛病氣なりとて高弟を出し問玉ふことをも答へず只打碎きて投出すのみなりければやがて清兵衛の宅へ赴き玉ふに不在なりと云さらば歸りを待べしとて待せ

玉ひしに姑くして清兵衛笑を含みて出來り御
 志の篤きこそ今の世の諸侯には有るべからず
 君は聰明にして理先だち業は後れたり是迄此
 の如き人たまく有れども皆中比廢して全く
 成りし者なしよりて此比より工夫してかくは
 なし奉りぬさて其不遜を謝しそれより打方し
 て教へしかば公も豁然として悟り玉ふ所あり
 是より事理一致し大に進歩し玉ふ清兵衛の門
 弟三千人の中皆傳を得たるは十人に過ぎず其
 中殊に勝れしは三人にして公は其一人に在し

玉ふ其能く耐忍して業を成し玉ふこそ此の如
 し
 御家督は天明三年にて諸國饑饉の折なりしか
 かゝる時にこそ節儉の道は行はれ磐石の固を
 もなすべけれさて首として節儉の令を下し自
 ら衣食を薄くし身を以て下を率に玉へば下皆
 速かに其風に化し節儉を尙び奢侈を耻るに至
 りぬ此時御駕籠の蒲團天鷲絨を黒紬夏は柿色
 の麻に代へよと命ぜらる然るに近比天鷲絨を
 新たにせし者なれば今不用とするも益なし損

する迄用ゆべきやと伺ひしに物は改る時には
 不益なるも苦しからずとく改むべしと命じ
 玉ふ
 此時の饑饉は諸國一同のこなるが奥州は殊
 に甚しく御收納殆ど皆無にて人心安からざり
 しに高價の米穀を江戸大阪兵庫等にて買入れ
 一藩の扶持より少民の救助に至る迄心力を用
 へいかなる重寶珍器にても人命には易へ難し
 一人にても其所を失ひ餓死せざる様に有司
 に命じ玉ふさればかかる大飢年にも封内一人

の死者を出さざり
 き此時江戸より稗
 ふすま挽割麥あら
 めかますの干物に
 しん干大根の類數
 十駄取り寄せ窮民
 に與へらるかゝる
 恩恵を各驛にも唱
 へて其駄荷を地上
 に置ず馬の背より



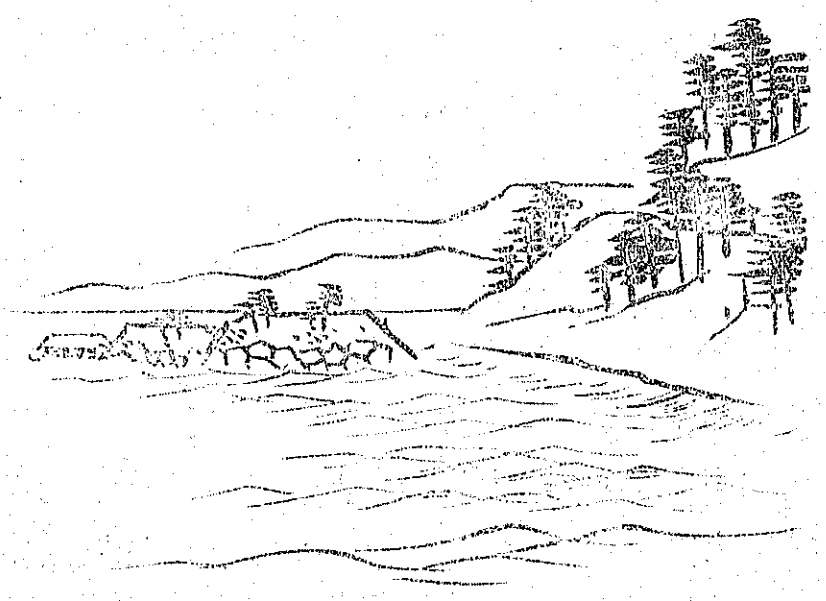
背へ移して運送せしこそ
 奥州は偏土にて卑賤の習生子二人以上は之を
 擧げず深く之を憐みて多方教へ諭し必竟貧く
 して養育の手段なき故なるべしさて二人目よ
 りは手宛を賜ひ五人以上の者には別に米を給
 し種々心を盡させ玉ひしかばかゝる悪習は昔
 語りとなり僻遠の山村迄絶果てゝ人口も多き
 を加ふるに至れり
 天下の大政を掌り亂れんとする天下を治め玉
 ふ其功業の大なる天下の稱する所なりされど

自ら以て功とし玉ふことは絶てなし御退職の
 後近臣等此事を申せしに天下の政は執政諸有
 司評議して將軍家へ申上げ其上御明断ありて
 行はるゝことなりいかで我の功と云べきやと
 言を正しくして戒め玉ふ
 從來武家の輩上京の時禮を失ふことまゝあり
 しが執政中上京し玉ひし時は内裏御延焼の
 後にて假の皇居に在しけるが武家の悪習を
 破り王朝の禮法を嚴にし崇敬の道を盡し玉
 ひしかばこれより武家の敬禮も嚴正になりぬ

此時御造營の事を掌り玉ひしかば深く古典舊章
 を考へ心力を盡し玉ふ内裏の跡を巡り玉ふ
 時頻りに落涙して暫く言葉無く居玉ひしに傍
 より牀几を奉りしかば恐多きことなりさて直
 ちにこれを斥け玉ふ
 天杯頂戴の時是迄關東より上りし諸侯は手足
 もて這ひて進みしかば公家にては是を關東の
 犬這ひと名付けて嘲りしか公も彼犬這やなし
 玉はんぞ見居たりしに禮により膝行して進み
 威儀美はしく見へ玉ひしかば進退見事
 叡感

の旨關白家より傳へられしとぞ後年御兄松山
 侯上京の時弓矢鞍鎧等一に古制を用ひ玉ひし
 かば松山の古實白河の威儀と公家にて並べ稱
 せられしとぞ
 夙に海外の形情を察し海防に心を用ひ執政中
 建議し玉ふ所有りて之を總宰を命ぜられ伊豆
 相摸安房上總の沿岸を巡視し玉ひしかば文化中
 に至り安房上總の海防を命ぜられ陣營を構へ
 砲臺を築き警備を嚴にし玉ふ東海の防備は此
 時より始れり

御實母香詮院尼公
 へは常に御自筆に
 て安否を問ひ嗜好
 の品を贈り又自ら
 往て問ひ或は邸中
 へ招かせられ宗武
 卿の好み玉ひし舞
 樂等を爲し自ら給
 仕し玉ふこともあ
 り尼公より新たに



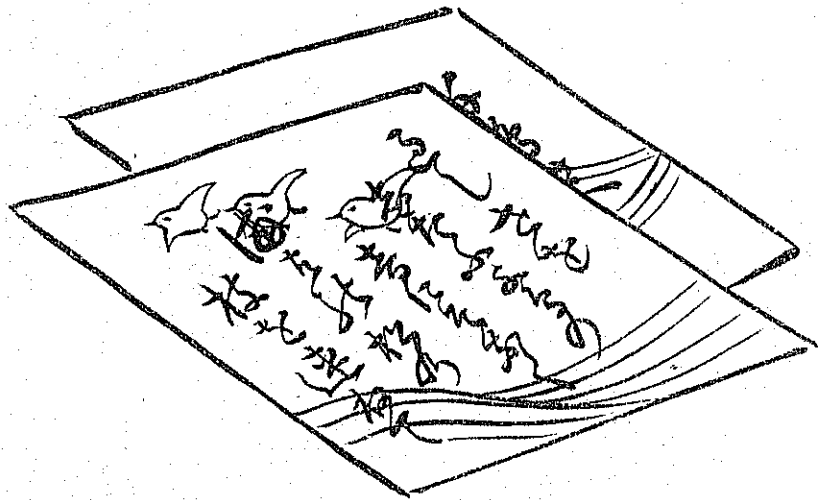
造れりこて人形を贈らせられし時ふみ玉ふ歌
 たらちねを猶慰めむいろくの
 衣にしげし老もかくして

松代の御叔母眞松院尼公を時々招かせられ厚
 く奉養し玉ふ尼公年老ひ庭園の歩行も心に任
 せ玉はざりければ岡舟と云物に茵を重ねての
 せ参らせ其四隅の貫手を自ら侍臣と共に持せ
 られ物語して静に庭園を廻らせられしかば足
 を勞せずして庭園の景色を見盡せりこて殊に
 喜ばせられしとなり

御兄松山侯とは常に親しく互に往來し玉ふ時は終日對坐し弓馬の故實など宗武卿の志を繼ぎ細やかに語り玉ふ或時宗武卿のよませられし千鳥さへ友呼かはし遊ぶなり
 千鳥さへ友呼かはし遊ぶなり
 なごてや人のひこり樂しむ
 こ云歌を千鳥のかたある繼色紙にかきて玉はれど侯に乞玉ひしに侯よりも同じく求め玉ひて同じ日に互にかきて贈り玉ふ其時の御歌に過し世を慕ふ千鳥の音にぞなく

浦はの松の枝
 を連れて

惠徳公四書五經の
 素讀濟せられし後
 は尾藤二洲先生を
 延きて經書の講釋
 あり又御對坐にて
 人君の心得となる
 べきことを語り玉
 ひ漸々習熟し玉ふ



様に教導し玉ふ惠徳公御居間の屏風麻姑仙女
 の繪なりしを婦女の繪は悪し、こて張替しめ
 られ武術も追々御世話あり凡て迫切なる事な
 く簡にして嚴に導き玉ふ
 或時姫君より云々の御禮に參らせんには如何
 なる物かよからんこ申し玉へば机の上に天鷲
 絨を張りたく思ふこ宣ひければ速かに參らせ
 らる其比の御物語に机上に天鷲絨を張らば肱
 をつくに柔かに筆執るにも寒からでよからん
 こ年比思ひしに果してよしこ宣ふしか思召さ

ばこく命じ玉ふべきに七十近くならせ玉ふ迄
 何こて命じ玉はざりしこ申しければ侈の事な
 れば今迄云はざりしこ宣ひぬ凡て平生一身の
 不自由は顧み玉はず衣食住を質素にして冗費
 を省き國用を足し不虞に備へ玉ふ
 或時築地邸の池にて引網をなさしめ自ら水に
 入りて下知し玉ふ世子次郎公子も十歳計りに
 在せしが淺瀬にて引玉へこて共に水中に入り
 玉ふ事終りて後湯を沸し世子公子も浴し玉ふ
 べしこて湯を運びけるを見玉ひて我若かりし

時深川の屋敷へ行く度に池に入りしが水にて
 手足をすゝぎしのみ濡れたる所は手拭にて拭
 ひ半纏はしぼりて其まゝ着用し居ればいつか
 ひる物なるを今は湯をつかふなど餘りに柔弱
 なることなりと侍者を叱り玉ふ何事も孱弱に
 流るゝことを憂へ事に當りて戒め玉ふ
 學校を興し郷學を建て藩士より庶民に至る迄
 を導き深く文武の教に心を用いさせられ白河
 大火の折も第一祖廟第二學校を經營せしめら
 る嘗て教授廣瀬典の家に一樓を建玉はるべし

こ有りしに固く辭し奉りしかば獨り教授の爲
 にするに非ず必ず辭すること勿れと仰ありて
 樓を建て勿辭樓と名付け自ら記文をかきて賜
 はり常に文を會せしめ玉ふ
 文武の修行は晩年迄怠り玉はず常に身を以て
 群下に先ち之を率い玉ふ大患の中と雖常に文
 武の業を勵まし月次歌會の兼題は常の如くふ
 ませらる薩摩老侯より醫師北村良宅を使こし
 て問せられし時良宅退きて病重く不治の症な
 り然に言語の爽かに残る所なく宣ふこそ怪し

く覺ゆれたさへば病と心と二つになし置せ玉
 ふ者の如し誠に不凡の御事なりと深く感じ奉
 りしこなり
 或時よませ玉ふ歌に
 未終にあだちが原の露の身も
 國を守りの鬼さならなん
 その國家を憂玉ふ誠忠の深き程窺ふに餘りあ
 り守國の御名もこの御心なるべきにや

明治卅六年三月十五日印刷
 明治卅六年三月二十日發行

定價金拾貳錢

著者 秋山 斷

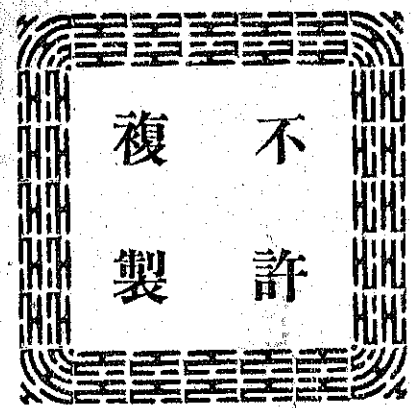
桑名溫知會藏板



發行所 三重縣伊勢國桑名町大字宮通六十七番屋敷 河村文三郎

印刷者 愛知縣名古屋市中津町百五十三番戸 横山圓太郎

印刷所 愛知縣名古屋市中津町百五十三番戸 進文舎 (電話九四六番)



發行所

三重縣伊勢國桑名町 大字宮通六十七番屋敷

文華堂

